

様式第八（第六十条関係）

許 可
 破砕業 ~~許可の更新~~ 申請書

※許可番号	
※許可年月日	

年 月 日

豊 田 市 長 殿

(郵便番号) 471-〇〇〇〇
 住 所 豊田市西町〇〇-〇
 氏 名 株式会社 豊田市
 代表取締役 豊田 太郎
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 0565-34-〇〇〇〇

使用済自動車の再資源化等に関する法律第68条第1項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の許可（許可の更新）を申請します。

事業の範囲	破砕処理、破砕前処理	
事業所の名称及び所在地		
名 称	株式会社 豊田市 西町車両センター	
所在地	471-〇〇〇〇 豊田市西町〇〇-〇〇 電話番号 0565-34-〇〇〇〇	
事業の用に供する施設の概要	保管施設（解体自動車）：面積（1,000m ² ）、最大保管量（500台） 破砕施設：シュレッダーマシン〇〇-〇型（能力100 t/日、10 t/時間） 1基 圧縮施設：プレス〇〇型（能力 80 t/日、10 t/時間）1基 運搬車両：5台、油水分離槽（4槽）：2ヶ所	
当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	廃プラスチック類破砕施設 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇豊廃発第〇〇-〇号	
他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）
	愛知県 名古屋市	申請中（〇〇.□□.△△） 申請中（〇〇.□□.△△）
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）
	豊田市 愛知県	第09020999999号（中間処理） 第09000999999号（収集運搬）

破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	名 称：株式会社 豊田市 西町車両センター 所在地：豊田市西町〇〇-〇〇 保管施設：面積（1, 000㎡）、最大保管量（800㎡）
--	--

役員の名前及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
豊田 一郎	代表取締役	豊田市西町西町〇〇-〇〇
豊田 次郎	取締役	豊田市西町北町〇〇-〇〇
豊田 三郎	監査役	豊田市西町南町〇〇-〇〇
豊田 一子	相談役	豊田市西町西町〇〇-〇〇

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
豊田 四郎	西町営業所長	豊田市西町東町〇〇-〇〇

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	住 所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代表者 の氏名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額
豊田 一郎	豊田市西町西町〇〇-〇〇	500株
豊田 次郎	豊田市西町北町〇〇-〇〇	300株
豊田 三郎	豊田市西町南町〇〇-〇〇	200株

標準作業書の記載事項

解体自動車の保管の方法	添付した「標準作業書」のとおり（以下の項目について同じ）
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、解体自動車の破砕前処理の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、解体自動車の破砕の方法	
排水処理施設の管理の方法 （排水処理施設を設置する場合に限る。）	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの保管の方法	

解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法	
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

- 備考
- 1 △印の欄は、記入しないこと。
 - 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」から「当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」までの欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

破碎業の事業計画書及び収支見積書

年 月 日 現在作成

- 1 事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種（乗用車、大型車）を含む。）

解体業者から解体自動車（乗用車及び小型商用車）を引取り、シュレディングマシンで破碎後、鉄、非鉄、A S Rに分別する。一部解体自動車をプレスして鉄スクラップ原料とする。分別・処理した物品の扱いは次のとおり。

○鉄・・・電炉メーカーに売却
輸出業者に売却

○非鉄金属・・・非鉄金属商社（金属回収業者）に売却

○A S R・・・自動車メーカー等の指定する引取場所に引渡

各作業時間等は別紙フローのとおり。

（フロー概略図を添付）

業務時間	8:00～17:00	従業員数	15 人	休業日	日曜日・祝祭日
------	------------	------	------	-----	---------

- 2 解体自動車等の引取実績及び計画

年 度	13年度実績 (3年前)	14年度実績 (2年前)	15年度実績 (1年前)	許可取得後 の年間計画
引取台数	5000 台	5200 台	5100 台	5500 台
主な引取先	△△販売(株) (株) □□自販	△△販売(株) (株) □□自販	△△販売(株) (株) □□自販	△△販売(株) (株) □□自販

- 3 破碎実績（圧縮のみ含む）

年 度	13年度実績 (3年前)	14年度実績 (2年前)	15年度実績 (1年前)
年間処理実績	5100 台	5100 台	5100 台
年間稼働日数	280 日	280 日	280 日
平均処理実績	18 台/日	18 台/日	18 台/日

- 4 破碎等能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
20 台/日	280 日	5600 台

(別紙1(破碎))

5 保管の状況

解体自動車		A S R	
保管量の上限	300 台	保管量の上限	200 m ³
現在保管量	250 台	現在保管量	32 m ³

6 年間収支見積書

項 目		前年度(15年) (決算月3月)		今年度の見込み (決算月(3月))	
		年度 (千円)	(1台当) (円)	年度 (千円)	(1台当) (円)
売上高(全体)	ア(総売上収入)	69,000	13,529	70,000	12,727
売上原価	イ(使用済自動車等購入費)	-30,000	-5,882	-32,000	5,818
その他の経費	ウ	67,275	13,191	68,000	12,364
	うち廃棄物処理委託費 エ	23,000	4,510	27,000	4,910
営業利益	オ=ア-イ-ウ	31,725	6,220	34,000	6,182
営業外損益	カ(主に支払利息(注))	-750	-147	-1,000	-182
経常利益	キ=オ+カ	30,975	6,073	33,000	6,000
解体自動車等年間引取台数(台)		5,100		5,500	
解体自動車等年間処理台数(台)		5,100		5,500	

(参考)

	前年度末	現 在
負債総額(年度末残高) (千円)	10,000	11,000

(注) 1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

誓 約 書

年 月 日

豊田市長 殿

住 所 **豊田市西町〇〇-〇**

株式会社 豊田市

氏 名 **代表取締役 豊田 太郎**

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

申請者は、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

- 1 精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「使用済自動車再資源化法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成14年政令第389号。以下「政令」という。）第6条で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 使用済自動車再資源化法第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- 5 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 7 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が1から6までのいずれかに該当するもの
- 8 法人でその役員又は政令第5条で定める使用人のうちに1から6までのいずれかに該当する者のあるもの
- 9 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- 10 個人で政令第5条で定める使用人のうちに1から6までのいずれかに該当する者のあるもの

解体業・破砕業許可申請等に係る規制法令確認状況票

確認年月日	確認先	法令名	確認結果	チェック欄※
〇〇.〇〇.△△	建築相談課 (〇〇主査)	建築基準法	例) 事業内容を説明した結果、事業を行うことは差し支えないとの見解を得た。	
〇〇.〇〇.△△	開発調整課 (〇〇主事)	都市計画法 自然公園法	例) 事業内容を説明した結果、都市計画法第〇〇条で許可が必要との指示を受けた。	
〇〇.〇〇.△△	土木管理課又は 道路維持課 (〇〇主査)	道路法	例) 事業内容を説明した結果、道路法第〇〇条で道路占用が必要との指示を受けた。	
〇〇.〇〇.△△	土木管理課又は 河川課 (〇〇主査)	河川法	例) 事業内容を説明した結果、河川専用又は払下げの手続きをする必要との指示を受けた。	
〇〇.〇〇.△△	農政企画課 (〇〇主査)	農地法 農振法	例) 事業内容を説明した結果、農地転用を行う必要との指示を受けた。	
〇〇.〇〇.△△	森林課 (〇〇主査)	森林法	例) 事業内容を説明した結果、地域対象民有林の届出を行う必要との指示を受けた。	
〇〇.〇〇.△△	消防本部 予防課 (〇〇消防士長)	消防法	例) 事業内容を説明した結果、届出を行う必要との指示を受けた。	
	()			

- ・記載されている課名は、市役所での各法令の協議先、相談窓口です。必要に応じて記載されている課以外の関係各課とも協議を行ってください。
- ・「砂防法」（豊田加茂建設事務所）及び保安林（豊田加茂農林水産事務所）については、必要に応じて別途ご確認ください。
- ・確認先の欄には、担当部署名、（ ）内は担当者の名前を記入してください。
- ・※には記入しないでください。